

## 公 示

次のとおり自動販売機の設置による営業を希望する者の公募を招請します。

令和8年1月20日

システム開発評価・危機管理センター所長

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

システム開発評価・危機管理センター庁舎内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業

#### (2) 業務内容

システム開発評価・危機管理センター庁舎内に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料2台

#### (3) 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、下記3による国有財産の使用許可期間更新の申請があり、審査の結果、適当と判断した場合、原則1回に限り使用許可期間を更新のうえ、業務期間を更新することができる。

### 2. 自動販売機の設置対象施設

国土交通省 航空局 交通管制部 システム開発評価・危機管理センター

所 在 地 大阪府池田市空港2-2 システム開発評価・危機管理センター  
庁舎内

### 3. 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産法第18条の規定に基づく使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）を受けるとともに、当該国有財産の使用料を納付しなければならない。

(2) 国有財産使用許可は、国土交通省航空局長が行う。

(3) 使用許可期間は5年以内とする。

### 4. 公募参加資格

(1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び（5）から（9）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 5. 手続等

- (1) 担当部局  
①〒563-0034 大阪府池田市空港2-2  
システム開発評価・危機管理センター 庶務係  
TEL 06-4865-9036  
FAX 06-6855-6295

### (2) 公募要領の交付期間、場所及び方法

令和8年1月20日から令和8年2月9日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前10時から午後5時までの間に、上記（1）において書面により交付する。

### (3) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月10日午後5時までに上記（1）の①に持参又は郵送（宅配便を含む。以下同じ。）で提出すること。なお、郵送による提出者は、提出書類の写しを保管するとともに、発送後速やかに発送日及び到着予定日を提出場所の担当者に連絡すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通過は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5. (1) に同じとする。
- (3) 応募申込書及び国有財産使用許可の申請書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細は募集要項による。